

株主総会終了後の実務

芳川雅史 東京証券代行取締役 法務・IR・コンサルティング営業担当

一 はじめに

本稿は、株主総会終了後の実務として、配当関係事務、総会後開催される取締役会決議事項、株主総会の議事録の作成・備置き等について解説する。本稿執筆時点においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた緊急事態宣言が発出される中、決算業務や監査業務が遅延する懸念や、定時株主総会が通常どおり開催できない懸念が生じており、それらへの対処が検討される状況になっている(注一)。本稿では感染症対策が株主総会終了後の実務に与える影響について若干触れつつも、基本的に通常どおり株主総会を開催し終了した場合を前提に記述する。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見であることをお断りしておく。

二 株主総会決議通知等、配当関係書類の送付等

1 株主総会決議通知等の送付および株主総会情報の開示

株主総会が終了すると、株主総会決議通知に会社の業績や概況を記載した事業報告書や配当関係書類を同封して株主宛に郵送することが多い。上場会社では実務上、株主名簿管理人が受託事務として委託会社の株主総会終了を確認して発送手続を行っている。定款で剰余金の配当決議権限を取締役にしている会社は、すでに株主総会前に効力発生日を設定し配当関係書類を送付している例があり、その場合は、株主総会後には決議通知のみを送付することになる。決議通知自体を廃止し、会社のウェブサイトに

目次

- 一 はじめに
- 二 株主総会決議通知等、配当関係書類の送付等
 - 1 株主総会決議通知等の送付および株主総会情報の開示
 - 2 配当関係書類の送付
 - 3 源泉徴収税の納付等
- 三 株主総会後に開催される取締役会
 - 1 代表取締役および役付取締役等の選定等
 - 2 株主総会・取締役会の招集者および議長となるべき取締役の順序の決定
 - 3 任意・法定の委員会の委員の選定
 - 4 取締役の競業取引、利益相反取引の承認
 - 5 取締役の報酬の配分決議等
 - 6 責任限定契約の締結
 - 7 その他
- 四 株主総会終了後の監査役会・監査等委員会
 - 1 株主総会の議事録の作成・備置き
 - 2 株主総会議事録の備置きおよび閲覧謄写請求への対応
- 五 株主総会の議事録の作成・備置き
 - 1 株主総会の議事録の作成
 - 2 株主総会議事録の備置きおよび閲覧謄写請求への対応
- 六 議決権行使書等の備置き
- 七 登記関係
 - 1 有価証券報告書および臨時報告書の提出
 - 2 臨時報告書
- 八 コーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出等
- 九 コーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出等
- 一〇 おわりに

おける決議結果のお知らせに代替する会社もみられる。

最近では単に決議結果のみならず株主総会の状況を伝えるさまざまなデータや動画がウェブサイトに掲載されるようになった。株主総会白書によると、株主総会後に実施したと思われる株主総会情報のウェブサイトにへの掲載項目は、決議通知が七四・〇%、報告事項の動画が七・一%、質疑応答部分のテキスト（文字情報）が二・八%、議決権行使結果（臨時報告書、適時開示資料等）が四二・〇%となっており（複数回答）、そのほかとして総会のダイジェスト版動画、総会の概要（出席人数、開催時間、当日の写真）などの回答がみられたとのことである（商事法務研究会編「二〇一九年版株主総会白書」本誌二二一六号（二〇一九）五九頁）。動画を一般公開する場合は、株主の肖像権に配慮することとはもちろん、発言内容の公開も慎重を期すべきであり、質疑応答部分はカットして別途要約したテキスト掲載にしたり、質問事項の要点を字幕表示して役員答弁のみ公開するといった工夫が必要になる。質疑応答部分の掲載は、金融商品取引法上のフェア・ディスクロージャー・ルールの観点からも有効である（注二）。また、新型コロナウイルス感染症の予防対策として来場の自粛要請や、事前の議決権行使の検討を推奨する旨を招集通知に記載する事例が出ているが、株主総会後であれ質疑応答の要約や動画で

株主総会の状況が見聞できることが招集通知に記載してあればあえて出席するより事前行使を選択する動機になるであろう。

2 配当関係書類の送付

配当金の支払いは、銀行等振込指定株主の場合には事前に株主名簿管理人から伝送された振込データに基づき支払開始日に指定口座に振込みが行われ、この場合は、株主宛郵送される決議通知等に金額明細である配当金計算書と振込先の通知が同封される。振込指定以外の株主の場合は、最寄りの金融機関で配当金を受領できる配当金領収証と配当金計算書が決議通知等に同封される。配当金計算書は税法上、上場会社に送付が義務づけられる支払通知書を兼ねている（租税特別措置法八条の四第四項。なお、確定申告書への添付義務は廃止されている）。ただし、株式数比例配分方式で配当金を受領する株主に対しては、代理受領する証券会社等が所得税、復興特別所得税および住民税を源泉徴収することから証券会社等が支払通知書を交付する（租税特別措置法施行令四条の六の二第九項）。

3 源泉徴収税の納付等

源泉徴収した所得税および復興特別所得税は、その徴収の日の属する月の翌月一〇日までに国に納付しなければならぬ（所得税法一八一一条一項、東日本大震災からの復興のための施策を実

施するために必要な財源の確保に関する特別措置法二八条一項）。源泉徴収した住民税についても徴収の日の属する月の翌月一〇日までに支払日現在（実務上、基準日が基本となる）の株主が居住する都道府県に納入する（地方税法七一条の三一第二項）。

国内において配当等の支払いをする者に所轄税務署長宛提出が義務づけられる支払調書は、株主名簿管理人が受託事務として作成し、株主名簿管理人の所轄税務署を経由して提出される（所得税法二二五一条一項、二二八条の四）。

三 株主総会後に開催される取締役会

株主総会終了後に取締役会で決議しなければならぬ事項について以下にそれらを列挙して解説する。

1 代表取締役および役付取締役等の選定等

代表取締役を変更する場合のみならず、代表取締役が取締役の任期満了を迎え株主総会で取締役に変更された場合も、いったん取締役の任期満了で代表権を失っていることから、取締役会決議で代表取締役を選定する必要がある（会社法三六二条三項）。

役付取締役や業務執行取締役（会社法三六三条一項二号）、取締役の管掌、使用人兼務（同法三六二条四項三号）などの決定も同様である。

これに対し、指名委員会等設置会社では取締役会の決議によって、執行役の選任、執行役の職務の分掌および指揮命令の関係等、執行役から取締役会の招集請求を受ける取締役の選定、代表執行役の選定をしなければならない（会社法四〇二条二項、四一六条一項一号、四二〇条一項）。

2 株主総会・取締役会の招集者および議長となるべき取締役の順序の決定

会社法は、取締役が株主総会を招集すべきことを規定している（同法二九六条三項）。株主総会の議長については、議長権限を定める規定はない。旧商法においては、議長権限を定めないときは株主総会で選任するとの規定があったことから、従前から定款で取締役社長等が株主総会を招集し、議長となる旨を定めている例が多い。また、当該社長等に事故あるときに定款において取締役会であらかじめ定めた順序に従い招集者・議長となるべき旨を併せて規定している。そのような会社においては、改選期に社長等に事故ある場合に招集者・議長となるべき者の順序を決議しておく必要がある。役職者で順位を決定している場合など順位が特定できるのであればあらかじめ決議する必要はない。

一方、取締役会の招集者については、各取締役が招集するが、招集する取締役を定款または

取締役会で定めたときはその取締役が招集するとされている（会社法三六六条一項）。取締役会の議長については会社法に規定はない。一般的には、定款において取締役会の招集者・議長となる者およびその者に事故あるときの取扱いを株主総会の招集者・議長の場合と同様に規定しているため、同様の取締役会決議が必要になる。なお、改選期の株主総会后、最初の取締役会においては、定款上規定されている議長となるべき社長等の役職者がいないことから、議場で適任者を議長に選定した上で取締役会を開会し、その旨議事録に記載しておくことが行われている。

3 任意・法定の委員会の委員の選定

監査役会設置会社または監査等委員会設置会社、コーポレートガバナンス・コード補充原則四一〇①に従い、取締役の報酬や指名手続の客観性と説明責任を強化するため社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置する例が増えている。任意に設置する委員会であるため委員の選定方法も自由だが、委員会は取締役会の諮問機関と位置づけ、その構成員である委員の選定を取締役会決議事項としている会社が多いと思われる。

指名委員会等設置会社は指名・報酬・監査の各委員会を設置しなければならず、各委員会の委員は取締役の中から、取締役会決議により選

定しなければならない（会社法四〇〇条二項）。委員の地位と取締役の地位は不可分一体であり、定時株主総会の終結により取締役の任期が満了するので委員の任期もこれと一致するため（注三）、定時株主総会後の取締役会で各委員を選定することになる。

4 取締役の競業取引、利益相反取引の承認

取締役・執行役は、競業取引または利益相反取引（直接取引と間接取引を合わせて利益相反取引という）をしようとするときは、取締役会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（会社法三五六条一項、三六五条一項、四一九条二項）。

株主総会で取締役の改選が行われた結果、たとえば、会社の事業の部に属する取引を行っている他の会社の代表者等（当該他の会社を代理している場合を含む）が当社の取締役を兼務し競業取引に該当することとなったり、取締役が子会社や関連会社の代表者等を兼務し同社との間で卸売りや資材取引等を通じて直接取引に該当することになるなど、承認を要することは多いであろう。

反復継続的な取引については包括承認でよいと解されており、また、競業取引規制および利益相反取引規制は、完全親子会社間については規制が及ばないと解されている（注四）。

監査等委員会設置会社では、利益相反取引を

行う際に取締役会の承認を要する取締役（監査等委員であるものを除く）が監査等委員会の承認を受けたときは、会社に損害が生じた場合の任務懈怠の推定は適用しないとされている（会社法四二三条四項）。監査等委員会設置会社の取締役会において利益相反取引の承認を行う際に、事前に監査等委員会の承認を得ている場合はその旨を説明し議事録に記載しておく。

競業取引または直接取引を行うとする取締役や、間接取引の場合の会社と利益が相反する取締役は、特別利害関係を有するのでその承認に係る議決に加わることとはできず（会社法三六九条二項）、議事録においても当該取締役は議決に加わらなかった旨を明記しておく。

競業取引または利益相反取引をした取締役は、取引後遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならないので（会社法三六五条二項）、反復継続的な取引について包括承認を得た場合はその後の取締役会において定期的に取引規模等を報告する必要がある。

5 取締役の報酬の配分決議等

取締役の報酬等は、指名委員会等設置会社の場合や定款に一定事項を定めている場合を除き、株主総会の決議によって定めなければならない（会社法三三六一条一項）。実務においては、株主総会で取締役の報酬限度額を月額または年額

の総額で定めて、その範囲内において各取締役の報酬額配分を取締役会において決議することが行われている。

コーポレートガバナンス・コード補充原則四一〇①に従い、取締役の報酬決定において報酬委員会等の任意の委員会の諮問を受けた上で取締役会に付議したり、原案につき社外取締役の助言を得た上で取締役会に付議するといった報酬決定プロセスを実施する会社も増加している。そうしたプロセスを経て付議した会社はその旨を説明し議事録に記載しておくことが考えられる。

株式を取締役報酬として与える場合、現行法においては報酬債権を付与してこれを現物出資として交付する株式の払込みに充てる方式がとられており、株式の募集事項の決定に係る取締役会決議（会社法一九九条、二〇一条一項）のほか、取締役会において付与対象取締役への金銭報酬債権の配分決議が必要になる。ストック・オプションを付与するため新株予約権を報酬債権との相殺により交付する場合も同様である。譲渡制限付新株予約権を総数引受契約を締結する方法で交付する場合は、取締役会で当該契約の承認を要する（同法一四四三条三項）。

報酬の配分に係る取締役会決議において各取締役は特別利害関係者に該当するか否かについては、すでに総額が総会決議によって定められて会社と取締役の利害対立が解消していること

から該当しないと解されている（注五）。

6 責任限定契約の締結

定款規定に基づき、非業務執行取締役、会計参与、監査役、会計監査人と責任限定契約を締結することは、会社が追求し得る責任範囲を事前に限定し会社の経営に重大な影響を与えることから「その他の重要な業務執行」に該当し、取締役会の承認を要すると解されている（注六）。対象者が取締役の場合は、利益相反取引の承認も要し、当該取締役は特別利害関係人として扱うとされる（注七）。

7 その他

このほか、特定取締役（会計監査報告・事業報告に係る監査役会の監査報告の内容の通知を受け、かつ、通知期限に関する合意を行う権限を有する取締役。会社計算規則一三〇条四項、会社法施行規則一三二条四項）の選定や、有価証券報告書についても取締役会決議を行う例がある。日本監査役協会の調査によると、監査役会設置会社の市場会社において有価証券報告書を取締役会の決議事項としているのは五八・八％、報告事項としているのは一八・九％である（日本監査役協会「役員等の構成の変化などに関する第一九回インターネット・アンケート集計結果（監査役（会社法版）」（二〇一九年五月二四日）五三頁）。有価証券報告書には「経営者による財政状態、経

営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(いわゆるMD&A)が記載事項となり、また、経営方針等の記載において「経営環境についての経営者の認識の説明」が記載事項となるなど、経営者の視点による記載が求められるようになったことから、取締役会に付議する意義が高まったように思われる。

四 株主総会終了後の監査役会・監査等委員会

株主総会終了後に監査役会で審議しなければならぬ事項としては、以下の項目があげられている。日本監査役協会のウェブサイトで公表されている「監査役監査実施要項」(最終改正・二〇一六年五月二〇日)に詳しいのでそちらを参照されたい。

- ① 監査役会議長(招集者)の選定
- ② 常勤監査役の選定および解職(会社法三九〇条二項一号・三項)
- ③ 特定監査役の選定、特別取締役による取締役会決議制度(会社法三七三条)がある場合における特別取締役会に出席する監査役の選定(同法三八三条一項)
- ④ 監査役の報酬等の協議(退任監査役の退職慰労金支給額の協議)(会社法三八七条二項)

若干の留意点を付言すると、特定取締役の選定は取締役会決議が要求されているわけではな

く適宜の方法で定めることができるが、特定監査役を選定するときは監査役会決議を要する(会社法施行規則一三二条五項二号、会社計算規則一三〇条五項二号)。また、特定取締役を定めなかった場合は事業報告および附属明細書の作成に関する職務を行った取締役・執行役が特定取締役に転任するが、特定監査役を監査役会で定めなかった場合はすべての監査役が特定監査役になる点も相違する。監査役の報酬については、各監査役の報酬について定款または株主総会で定めがないときは監査役の協議により定めることとされているので(会社法三八七条二項)、監査役会場で協議することは差し支えないが多数決による監査役会決議(同法三九三条一項)で決することはできない。

このほか、監査方針、監査計画、監査業務分担の決定等については、総会終了後の新監査体制で決議する場合と、事業年度最初の監査役会で決議する場合があるようである。また、会計監査人の報酬等の決定が、定時株主総会後に行われる場合は、当該決定の同意に関する審議が行われる(会社法三九九条一項・二項)。

以上、前記①～④の決議事項は監査等委員会設置会社の監査等委員会についても同様だが、次の三点が相違する。一点目は、②の常勤者の選定については監査等委員会設置会社では任意である。二点目は、③の特定監査役について、監査等委員会が定めなかった場合は監査等委員

のうちいずれかの者が特定監査役となる。三点目は、同じく③の「特別取締役に係る取締役会決議制度」は重要な業務執行の決定を委任することができる監査等委員会設置会社には認められていない。そのほか、三4で記述した利益相反取引の承認、選定監査等委員の選定決議が考えられる(注八)。

五 株主総会の議事録の作成・備置き

1 株主総会の議事録の作成

株式会社は、法務省令に従って株主総会の議事録を作成しなければならない(会社法三一八条一項)。法務省令には議事録を書面または電磁的記録で作成すべきことと議事録の内容とすべき事項が規定されている(会社法施行規則七二条)。

株主総会の議事録には作成者や出席取締役等の署名または記名押印は不要である。実務上、書面で作成している場合の原本の確定や文書の真正の担保という観点からは議事録作成者や代表取締役などが押印しておくことは明確な方法であろう。

法務省令による株主総会の議事録の内容とすべき事項とその留意点は次のとおりである(会社法施行規則七二条)。

- ① 株主総会が開催された日時および場所

(当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人または株主が株主総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む)

当該場所に存しない取締役等が株主総会に出席した場合は、一部の取締役等や株主がテレビ会議システム等を通じて参加した場合のことで、こうした場合にその出席方法の記載を要する。今年の株主総会では入国制限で来日できない海外在住役員や感染者の濃厚接触者である役員などがテレビ会議システムを利用して出席することも考えられるが、その場合は出席方法としてたとえば、「〇〇取締役は、音声・映像の情報伝達の即時性および双方向性が確保されたインターネット回線を通じて出席した」といった記載をすることになろう。双方向通信システムを利用していわゆる第二会場を設けた場合は、開催場所に存しない株主ではないため①かつこの書の場合には該当しないが、開催場所の補足表記としてそのような記載をしておくことが考えられる(注九)。

が一堂に会するリアル株主総会を開催しつつ、株主がインターネット等の手段を用いて参加または出席する形態の「ハイブリッド型バーチャル総会」について論点整理が行われている。このうち、株主がインターネット等の手段を用いて株主総会に会社法上の「出席」をし、株主総会の映像を視聴しながら審議に参加して決議にも加わる「出席型」のタイプの株主総会を実施した場合は、議事録の記載事項である「当該場所に存しない株主が株主総会に出席した場合」に該当し、その出席方法を記載する必要がある。これに対し、株主が株主総会への法律上の「出席」を伴わずに、インターネット等の手段を用いて審議等を確認傍聴することができる「参加型」のタイプの株主総会を実施した場合は、議事録に記載する必要はない。

② 株主総会の議事の経過の要領およびその結果

議事の経過の要領とは、開会宣言、議案提出、議案や総会運営に関する動議、質問と回答、採決の方法、採決の結果および閉会宣言などを用いとされ、要領が記載事項なので逐語的に記載する必要はなく重要なものを簡潔に記載すれば足りる(注一〇)。事業報告および計算書類の内容報告ならびに連結計算書類の内容報告および監査の結果報告(会社法四三八条三項、四三九条四四四条七項)、社外取締役を置いていない場合の理由説明(同法三二七条の二)、招集通知発送

後に生じた後発事象など報告された事項も議事の経過に含まれるであろう。出席状況の記録や定足数を充足していることの確認などの意味合いから、議決権を行使することができる株主数および議決権総数ならびに出席株主数およびその議決権数も一般的に記載されている。質問については質問者の氏名を記載する必要はなく、質問と回答の要旨を記載する例が多い。

新型コロナウイルスの感染リスクを軽減するため、報告事項の報告を簡略化し、「事業報告につきましてはお手元の招集通知〇頁から〇頁に記載のとおりでございます」といった運営をする例もある。この場合、株主の手元の招集通知の記載を援用しつつ報告義務を履行したのであり、会社法上要求される事業報告や計算書類の報告を「割愛した」り「省略した」わけではないので、株主総会議事録の記載としてそのような表現を行わないよう留意したい。また今年には質疑応答についても、効率的な議事運営を行う会社が予想される。たとえば、質疑応答のおおよその時間を示したり特に重要な質問に限るよう述べて株主の了承を得て質疑応答に入るといった運営などで、そのような運営は今年特有の事情として記載しておくことが考えられる。

新型コロナウイルス感染症による影響は株主の関心事であることから、事業報告の記載事項にかかわらず業績に与える影響や海外での操業状況など、直近の状況を株主からの質問を待つ

ことなく補足説明する例があるが、そうした場合は従前の一括回答と同様の対応であり、その要旨を簡潔に記載しておく。

経済産業省の実施ガイドでは、参加型のバーチャル総会において、インターネット等での参加株主からコメント等を受け付け、リアル株主総会の開催中に議事運営上可能な範囲で紹介・回答する案が紹介されている（実施ガイド一〇頁）。これらは会社法上の出席株主からの質問ではないので必ずしも議事録に記載する必要はないが、これも会社の補足的な説明として任意に記載しておくことは差し支えない（注一一）。

議事の結果とは、どのような議案につき、どのような賛否があつてその議案が可決されたか否決されたかをいう。提出した議案や報告事項の内容については招集通知を議事録に綴り込み、添付のとおり報告ないし説明された旨を記載すればよい。採決の結果については、可決要件となる普通決議や特別決議に応じて過半数や三分の二の賛成を得て原案どおり可決された旨を記載する。

取締役および監査役の就任登記においては、就任を承諾したことを証する書面の添付を要するところ、株主総会の議事録に被選任者が席上において就任を承諾した旨の記載があれば、被選任者の記名押印がない場合であっても、当該議事録をもって就任を承諾したことを証する書面として取り扱うことができる（議事録採用）。

被選任者が総会に出席していない場合は議事録にこの記載を行うことができないから、別途就任承諾書を作成する必要がある。取締役・監査役・執行役の就任（再任を除く）の登記申請には、就任承諾書に記載された氏名および住所と同一の氏名および住所が記載されている本人確認証明書（公的書類）か印鑑証明書の添付が必要である（商業登記規則六一条七項）。したがって、新任者については住所の記載がある就任承諾書か、議事録採用の場合は住所を記載した議事録が添付されない限り登記申請は受理されない（注一二）。株主総会の議事録は株主等の閲覧・謄写に供されるので、議事録へ新任役員の住所を記載するより就任承諾書の添付で対応したほうがよいだろう。

③ 会社法の規定に基づき監査役、監査等委員、会計監査人、会計参与により株主総会において述べられた意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要
監査役等が会社法に定める意見陳述権等に基づき株主総会において意見や発言があつた場合（たとえば、監査役の選解任について同法三四五条四項に基づき監査役が意見を述べた場合など（注一三））にその内容の概要を記載する。

④ 株主総会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役または会計監査人の氏名または名称
出席した取締役等の氏名を記載することにな

るので、欠席役員や隣室控えとした場合の会計監査人、任期満了による改選期に後任として選任された新任役員などは記載することを要しない（注一四）。

⑤ 株主総会の議長が存するときは、議長の氏名

⑥ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

議事録の作成に係る職務を行った取締役とは、議事録の作成に関して最終の決裁を行う取締役と解され、代表取締役もしくは議事録作成の事務を行う部署を管掌する取締役になろう。

2 株主総会議事録の備置きおよび閲覧謄写請求への対応

株主総会の議事録は、株主総会の日から一〇年間本店に、写しを五年間支店に備え置かなければならない（会社法三二八条二項・三項）。株主および債権者は、営業時間内はいつでも株主総会の議事録（またはその写し）の閲覧または謄写請求をすることができ、親会社社員はその権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て同様の請求をすることができる（同条四項・五項）。

書面で作成された議事録であっても、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「電子文書法」という）および会社法施行規則に従って電磁的記

録にして保存し、書面の備置きに代えて電磁的記録を備え置くことも可能である(電子文書法三条一項、会社法施行規則二二二条一〇号・一一号)。

六 議決権行使書等の備置き

株式会社は、株主総会の日から三カ月間、書面による議決権行使で提出された議決権行使書面および電子投票により提供された電磁的記録を本店に備え置かなければならない(会社法三二一条三項、三二二条四項)。

電子投票の電磁的記録には、機関投資家向けプラットフォームを利用した場合の株主名簿上の名義人からの電子投票に係る電磁的記録も含まれる。

書面により議決権の不統一行使が行われる場合は、議案ごとに賛・否・棄権の各議決権数を記載した明細を議決権行使書に添付して行われるが、これも議決権行使書面と一体のものとして備え置くべきである。

議決権代理行使のため提出された委任状についても、議決権行使書と同様に備え置き、閲覧謄写に供する義務があるので(会社法三二〇条六項・七項)、委任状勧誘制度の採用会社のみならず、議決権行使書制度の採用会社においても任意に提出された委任状やいわゆる包括委任状がある場合は備え置く必要がある。

株主は、営業時間内いつでも議決権行使書

面・委任状(代理権を証明する書面)の閲覧または謄写の請求をすることができ(会社法三一〇条七項、三二一条四項)、電子投票の電磁的記録については紙面または映像面に表示する方法による閲覧または謄写の請求をすることができ(同法三二二条五項、会社法施行規則二二六条)。振替株式の株主が行う議決権行使書面等の閲覧または謄写請求は少数株主権等の行使に当たるので、個別株主通知を行ってから権利行使する必要がある(社債、株式等の振替に関する法律一五四条二項)。議決権行使書面等の閲覧または謄写請求ができるのは、その議決権行使書面等に係る株主総会における議決権行使株主に限られているので(会社法三二〇条七項、三二一条四項、三二二条五項)、会社は、個別株主通知の履歴または株主名簿において基準日現在の議決権行使株主であることも確認する必要がある(注一五)。

株主総会の受付において出席株主から提出を受ける議決権行使書面は、当該書面で議決権が行使されるのではなく、株主確認のため提出を求めているにすぎないので、閲覧謄写の対象とする必要はない。

令和元年の会社法改正において、株主は議決権行使書面等の閲覧または謄写請求に際して「請求の理由」を明らかにしなければならないことと、会社における拒絶事由が規定された(改正会社法三一一条四項・五項ほか)。改正会社法の施行日は未定であるが、現行法においても権利濫用に該当する場合は閲覧・謄写請求を拒

絶できるので、施行前であっても閲覧等請求書において請求の理由欄を設けて任意に記載を求めておくことは差し支えないと考えられる。

七 登記関係

会社において登記事項に変更が生じたときは、二週間以内にその本店所在地において変更の登記をしなければならない(会社法九二五条一項)。株主総会後は役員等の変更や定款変更など登記事項に変更が生じることが多い。特に例年と異なる総会付議案があり登記を要する場合は、あらかじめ司法書士に株主総会議事録案や添付書類について確認しておく。

登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合には、議決権数上位一〇名の株主または議決権数が三分の二に達するまでの株主のいずれか少ない人数のほうの株主リストを添付することが求められている(商業登記規則六一一条三項)。

株主総会の決議事項として上程していないが、株主総会の終了を機会に登記事項に変更が生じることがあり、たとえば、任期が定時株主総会終結の時までとされている会計監査人の自動再任、総会後の取締役会で代表取締役を変更する場合などがあるので留意する。

八 有価証券報告書および臨時報告書の提出

1 有価証券報告書

上場会社等のいわゆる金融商品取引法上の継続開示会社に該当する会社は、事業年度ごとに有価証券報告書を事業年度経過後三カ月以内本店所在地を管轄する財務局（資本金五〇億円以上の会社は関東財務局）へ提出しなければならぬ（実務上はEDINETで提出される。同法二四一条一項、二七条の三〇の三）。

金融庁は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による三月決算企業における決算事務や監査業務への影響を踏まえ、企業が個別の申請を行わなくとも有価証券報告書の提出期限を一律に本年九月末まで延長することを公表している（注一六）。

なお、有価証券報告書の提出遅延を上場廃止事由とする取引所の規定（東京証券取引所有価証券上場規程六〇一条一項一〇号）は、前述の延長措置が実施されると、新たに定められる期日（本年九月末）までに有価証券報告書を内閣総理大臣等に提出しなかった場合に限り適用される（東京証券取引所「有価証券報告書の提出期限の延長」に伴う決算発表日程の再検討のお願い」（二〇二〇年四月一四日））。

昨年、一月に公布された内閣府令の改正によ

り有価証券報告書の記載事項について拡充が図られ、二〇一九年三月初期からすでに適用されている部分（主にガバナンス情報の拡充）と、本年三月初期から適用される部分（主に記述情報の拡充）がある（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成三一年内閣府令第三号）附則六項（八項））。改正内容の詳細は別稿に譲るが、本年三月初期から施行される部分についても早期適用が可能とされているので先行事例を参考にすることができ、金融庁のウェブサイトに於いて、「記述情報の開示に関する原則」に「記述情報の好事例集」その他多くの資料が公表されているので参考にされたい（注一七）。

2 臨時報告書

上場会社は、株主総会で決議事項が決議されたときは、決議の結果や賛成・反対・棄権の議決権数等を記載した臨時報告書を遅滞なく本店所在地を管轄する財務局（資本金五〇億円以上の会社は関東財務局）へ提出しなければならない（実務上はEDINETで提出される。金融商品取引法二四条の五第四項、二七条の三〇の三、企業内容等の開示に関する内閣府令一九条二項九号の二）。

コーポレートガバナンス・コード補充原則一〇一①では、取締役会は、株主総会において可決に至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対

の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話等の検討を行うべきことを規定している。会社提案に相当数の反対があった場合で株主判明調査などの時間を要することなく原因分析が容易である場合は、この臨時報告書の取締役会付議ないし決裁手続において原因分析等を併せて行うことが考えられる。反対票の多寡にかかわらず、付議ないし決裁に当たって毎年簡易な分析を付記しておくことも考えられる。

九 コーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出等

金融商品取引所に対してはコーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」という）の記載事項に株主総会を経て変更があれば提出を要する。また、資本構成および企業属性に関する事項の変更については変更の都度ではなく定時株主総会の日後、遅滞なく提出することになっている。

昨年六月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、コーポレートガバナンス改革の一環として親子上場における親会社の説明責任の強化・上場子会社のガバナンスルールの整備が盛り込まれ、その対応の方向性として「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を策定することと、東京証券取引所の独立役員独立性基準の見直し等上場子会社等の支

配株主からの独立性を高めるためのさらなる措置等を講ずることが盛り込まれた。

このような状況を受け東京証券取引所は、意見募集を経て本年二月七日に有価証券上場規程を改訂し、独立性基準を強化するとともに、上場子会社を有する上場会社および親会社を有する上場子会社に対してCG報告書における記載事項の充実化が求められることになった(二〇二〇年二月五日付東証上場第二号「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正について」)。

従前から支配株主との取引を行う際の少数株主保護方策に関する開示が求められていたが、新たにCG報告書Iの「5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」欄において、次の開示が求められている。親会社側に求められる開示事項は、グループ経営に関する考え方および方針、上場会社を有する意義、上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策であり、上場子会社との間でグループ経営に関する契約等を締結している場合はその内容を記載することが望まれるとされている。子会社側に求められる開示事項は、少数株主保護の観点から必要な親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等であり、親会社におけるグループ経営に関する考え方および方針やこれらに関連した契約を締結している場合はその内容を記載することが望まれるとされている(東京証券取引所「コーポレート・ガバナンス

に関する報告書記載要領」を参照のこと)。

本改訂は、本年三月三十一日以降に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後に提出するCG報告書から適用になる(先行開示も可能)。

一〇 おわりに

来年度の株主総会シーズンには令和元年改正会社法の一部を除き施行されており、事業報告等の開示充実や役員報酬制度の改正など株主總會・取締役会運営実務に直結する改正点も多い。今後、改正法務省令の内容が明らかになれば改正会社法下での株主總會・取締役会運営に関する具体的実務の検討が本格化してくると思われる。

(注一) 決算業務・監査業務の時間を確保するために有価証券報告書の提出期限の延長措置が公表されている。金融庁「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について」(<https://www.fsa.go.jp/news/1/sonota2020044.html>)を参照のこと。
 定時株主総会の継続会等について述べたものとして、以下がある。法務省「定時株主総会の開催について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」(<https://www.fsa.go.jp/news/1/sonota/20200415/20200415.html>)。また、継続会の事

例として「定時株主総会の延会・継続会を開催した事例等」(二〇一八年七月総会)、「二〇一九年六月総会」資料版/商事法務四二九号(二〇一九)四七頁等。

(注二) フェア・ディスクロージャー・ルールでは、上場会社等の役員等が取引関係者(株主が含まれる)に重要情報を伝達する場合は、伝達と同時に当該重要情報を公表しなければならぬ(金融商品取引法二七条の三六第一項)。株主總會の実務においては未公表の重要情報を伝えないよう配慮されている。しかしながら、上場会社等の役員等が、意図せず重要情報を取引関係者に伝達することも考えられる。その場合は、すみやかに当該重要情報を公表しなければならぬ(同条二項)。その公表方法として上場会社等のウェブサイト当該重要情報を一年以上掲載する方法が認められている(金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令一〇条五号)。

(注三) 岩原伸作編「会社法コンメンタール9——機関(3)「商事法務、二〇一四)四六頁(野村修也)。

(注四) 落合誠一編「会社法コンメンタール8——機関(2)「商事法務、二〇〇九)七〇頁、八二頁(北村雅史)。

(注五) 落合・前掲(注四)一六六頁(田中巨)。なお、ストック・オプションについては多様な設計の余地もあることから対象となる取締役を特別利害関係取締役として取り扱う例も多いようである(太田洋「山本憲光」柴田寛子編集代表「新株予約権ハンドブック」[第四版]「商事法務、二〇一八)一八六頁)。

(注六) 岩原・前掲(注三)三三三頁(黒沼悦郎)、東京弁護士会会社法部編『新・取締役会ガイドライン(第二版)』(商事法務、二〇一六)一七九頁。

(注七) 澤口実『Q&A取締役会運営の実務』(商事法務、二〇一〇)七九頁。

(注八) 選定監査等委員とは、監査等委員会の一定の権限行使のためあらかじめ定められる監査等委員のことであり、株主総会において監査等委員以外の取締役の選解任・辞任・報酬等について監査等委員会の意見を述べる監査等委員(会社法三四二条の二第四項、三六一一条六項)や、会社・子会社の業務財産調査権を有する監査等委員(同法三九九条の三第一項・二項)等がある。日本監査役協会「監査等委員会監査等基準」一〇条を参照のこと。

(注九) 複数会場の場合につき中村直人編『株主総会ハンドブック(第四版)』(商事法務、二〇一六)四五六頁(中川雅博)参照。

(注一〇) 東京弁護士会会社法部編『新・株主総会ガイドライン(第二版)』(商事法務、二〇一五)二九四頁。

(注一一) ハイブリッド参加型バーチャル株主総会を実施したグリーにおいては、株主からインターネット経由で寄せられたメッセージと会社からのコメントを株主総会議事録に記載したようである。松本加代「遠藤佐知子」松村真弓「武井一浩」座談会「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実務対応——実施ガイドを踏まえて」本誌二二二五号(二〇二〇)二〇頁(松村発言)。

(注一二) 松井信憲「商業登記ハンドブック」(第

三版)』(商事法務、二〇一五)三九六頁。
(注一二) 株主総会議事録に記載を要する意見等は、具体的には、次の規定に基づき監査役等により株主総会で述べられた意見等である。

①監査等委員である取締役の選解任・辞任についての監査等委員である取締役の意見(会社法三四二条の二第二項)、②監査等委員である取締役を辞任した者により述べられた辞任した旨およびその理由(同条二項)、③監査等委員である取締役以外の取締役の選解任・辞任についての監査等委員会の意見(同条四項)、④会計参与の選解任・辞任についての会計参与の意見(同法三四五条一項。同条四項および五項において監査役、会計監査人に準用する場合を含む)、⑤監査役・会計監査人・会計参与を辞任した者、会計監査人を解任された者により述べられた辞任した旨およびその理由または解任についての意見等(同条二項・四項・五項)、⑥監査等委員である取締役の報酬等についての監査等委員である取締役の意見(同法三六一一条五項)、⑦監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等についての監査等委員会の意見(同条六項)、⑧会計参与による計算書類作成等についての意見(同法三七七条一項)、⑨会計参与の報酬等についての会計参与の意見(同法三七九条三項)、⑩株主総会に提出される書類等に関する監査役の調査結果報告(同法三八九条三項)、⑪株主総会に提出される書類等について法令・定款違反または著しく不当な事項があると認められるときの監査役・監査等委員の報告(同法三八四条、三九九条の五)、⑫監査役の報酬等についての監査役の意見(同法三八七条三

項)、⑬計算書類等に関し監査役と会計監査人の意見が相違する場合の会計監査人の意見(同法三九八条一項)、⑭会計監査人の出席を求める総会決議に基づく会計監査人の意見(同条二項)。

(注一四) 取締役・監査役の任期の満了は会社法または一般的な定款規定により、定時株主総会終結の時とされており、後任者はその後に就任すると解されているので出席取締役・監査役として記載を要しない。任期満了による退任者の後任ではない場合、たとえば、追加選任あるいは任期満了前に退任した者の補欠者選任(会社法三二九条三項の補欠者選任ではない)として選任される者が出席した場合は、決議の時に就任すると解されるから出席取締役として記載すべきとされる(商事法務編「取締役・執行役ハンドブック」(商事法務、二〇〇八)七一頁、松井・前掲(注一二)一四八頁)。

(注一五) 大阪株式懇談会編『会社法実務問答集I(上)』(商事法務、二〇一七)三六〇頁(北村雅史)。

(注一六) 有価証券報告書等の提出期限延長に係る「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(令和二年内閣府令第三七号)が四月十七日に公布・施行された。

(注一七) 金融庁ウェブサイト「企業情報の開示に関する情報(記述情報の充実)」(<https://www.fsa.go.jp/policy/kajij/kajiji.html>)、改正内閣府令の実務解説として、山添清昭ほか「特集」改正開示府令で変わる有報の作り方二〇二〇」企業会計七二巻三号(二〇二〇)一七頁。

(よしかわ・まこと)